

平成 28 年 春季

## 重 点 要 請 事 項

平成 28 年 5 月

北 海 道 市 長 会



# 目 次

[地方行財政関係]	頁
1 地方行財政の改革について	1
2 地方税財源の充実・確保等について	1
[医療・福祉・教育関係]	
1 社会保障制度の充実強化について	3
2 医療保険制度の抜本改革について	4
3 介護保険制度の円滑な運営について	5
4 総合的な子育て支援策について	5
5 公立学校施設の整備促進について	6
[経済・労働関係]	
1 北海道観光の振興について	7
2 雇用対策について	8
[農林水産関係]	
1 外国との漁業交渉等について	8
[社会基盤整備関係]	
1 北海道の開発行政について	9
2 社会資本整備総合交付金事業について	9
3 交通体系の整備促進について	9
4 港湾施設の整備促進等について	10
5 空港の整備促進と運営について	11
[防災・エネルギー・原子力発電所対策関係]	
1 防災・減災及び老朽化対策の強化について	11
2 エネルギー政策の確立について	12
3 原子力発電所への対応について	12
[北方領土・自衛隊・その他関係]	
1 北方領土の早期返還について	13
2 北海道の自衛隊の体制強化について	13
3 オリンピック・パラリンピック等の 国際競技大会に向けた合宿誘致への支援について	13
[地方創生関係]	
<b>地方創生に関する決議</b>	
1 国の基本政策に関わる事項	14
2 地方創生に大きく影響する事項	15
3 財政支援や推進方策などの具体的な事項	16

〔環太平洋連携協定（ＴＰＰ）関係〕

環太平洋連携協定（ＴＰＰ）に関する決議

1 基本的な対応について	19
2 農業の振興について	21
3 酪農・畜産の振興について	22
4 水産業の振興について	23

# 北海道市長会重点要請事項

地方行財政改革、地方税財源の充実・確保、社会保障制度の充実強化のほか、地方創生、環太平洋連携協定（ＴＰＰ）関係などについて、国においては住民に一番身近な仕事をしている市町村の意見を聞き、政策に反映させることが重要であると考えます。

つきましては、現下の厳しい地方財政を踏まえ、北海道内の各市におけるまちづくりや行財政運営に特に大きな影響を与える次の重点事項について、特段の配慮を要請いたします。

## 〔地方行財政関係〕

### 1 地方行財政の改革について

#### (1) 地方分権改革の推進について

① 地方分権改革については、地方の創意を活かした分権型社会を実現するため、提案募集方式の取組みの推進や、基礎自治体への権限移譲、義務付け・枠付けの廃止・縮小など、更なる見直しを図ること。

### 2 地方税財源の充実・確保等について

#### (1) 地方税について

① 地方が真に自主的、自立的な行財政運営を行うためには、事務量に見合う税源配分が必要であるため、国から地方へ税源移譲することにより、地方税の充実・強化を図り、国・地方間の税源配分を当面5：5とすること。

② 平成28年度税制改正による自動車取得税の廃止や平成29年度税制改正で結論を得ることとされた自動車関係税軽減等に伴う市町村の減収については、確実に財政措置を講じること。

③ 平成28年度税制改正による「機械及び装置」に係る固定資産税の特例措置は、国による政策減税であることから、市町村の減収は確実に財政措置を講じることとし、3年とされる特例期間の延長は行わないこと。

また、固定資産税が市町村の基幹税目であることから、償却資産に対する固定資産税は、取得価格の5%を評価額の最低限度とする現行制度を堅持すること。

④ ゴルフ場利用税については、道路や上下水道の整備・維持管理、廃棄物処理など、ゴルフ場関連の財政需要に要する貴重な財源であるとともに、所在市町村が過疎地域や中山間地域に多く、自主的な税財源が乏しいことなどから、現行制度を堅持すること。

⑤ 法人実効税率の引き下げに伴う地方の減収については、地方財政に影響が生じることのないよう確実に代替財源を確保すること。

⑥ 消費税の軽減税率制度については、社会保障と税の一体改革で議論された経緯を踏まえ、地方自治体に影響を及ぼすことのないよう十分な財政措置を講じること。

## (2) 地方交付税について

① 地方交付税は、国から恩恵的に与えられるものでなく、地方自治体の固有・共有の財源であることを明確にするため、国の特別会計に直接繰り入れる方式等の導入について検討すること。

② 地方の財政運営には、財源調整と財源保障の機能を持つ地方交付税の確保が極めて重要であることから、平成29年度予算に向けては、地方の財政需要を適切に積み上げるとともに、地方税などの収入を的確に見込み、必要な地方交付税総額の確保を図ること。

その際、常態化している地方財源不足の解消にあたっては、法定率の引き上げによる対応を基本とすること。

また、景気後退等を受け設けられた歳出特別枠は縮減されてきているが、人口減少や少子高齢化対策など国と地方が総力を

あげて取り組むべき課題への財政需要が増大していることや、道内市町村の税収基盤が脆弱で厳しい財政状況が継続していることから、これを実質的に確保すること。

(算定方法の改善)

③ トップランナー方式の導入にあたっては、それぞれの地域の実情を十分に考慮するなど慎重に検討を行い、単に交付税の減額とならない仕組みにすること。

(3) 地方債について

① 平成28年4月の熊本地震では、複数の市町村で庁舎が損壊し、被災者支援や応急・復旧対策に支障が生じたところである。道内市町村の庁舎については、耐震化率が6割程度にとどまっているが、市町村庁舎は、災害時に災害対策本部が設置されるなど、災害対応や防災拠点の中核的役割を担うことから、その建替えについては、耐震化を目的とした改修などとの均衡を考慮し、一定部分について緊急防災・減災事業の対象とするなど、早急に財政措置を講じること。

また、平成28年度までとなっている緊急防災・減災事業債については、継続的に災害対策事業を実施できるよう期限を延長すること。

## 〔医療・福祉・教育関係〕

### 1 社会保障制度の充実強化について

(1) 社会保障制度改革における具体的な制度の検討にあたっては、地方自治体が社会保障の最前線において中心的な役割を果たしていることを踏まえ、引き続き「国と地方の協議の場」等において真摯な協議を行い、地方の意見を的確に反映すること。

また、消費税率引上げの延期によって、地方自治体が実施する社会保障施策に支障が生じることのないよう、必要な財源を確保すること。

(2) 社会保障・税番号制度の構築・運用にあたっては、引き続き国と地方自治体が十分な調整・協議を行うとともに、混乱が生じることのないよう、国民への周知徹底と市町村への早期かつ十分な情報提供を行うこと。

特に、情報漏えいや不正利用に対する国民の不安を払拭するため、国と地方自治体が一体的に安全性を共有できるよう万全のセキュリティ体制を構築するとともに、制度の安全性や信頼性について、国民に丁寧かつ十分に説明すること。

また、制度の導入に伴い必要となる個人番号カード発行や行政機関間での情報連携及びセキュリティ対策などに係るシステム改修等の経費については、地方自治体に新たな負担が生じないよう十分な財政措置を講じること。

## 2 医療保険制度の抜本改革について

(1) 国民健康保険財政は、医療費の増加等により恒常に厳しい状況にあることから、国民健康保険の都道府県化にあたっては、国の責任において財政基盤を強化するとともに、都道府県と市町村との役割分担や国保事業費納付金の算定方法などについて、市町村の意見を十分に聞きながら、慎重に対応すること。

また、平成30年度の移行に向けては、自治体への速やかな情報提供や制度の周知徹底をさらに図るとともに、システム改修経費等については、国の責任において必要な財政措置を講じること。

今後においても、医療保険制度の一本化の理念実現に向け、国民健康保険制度と他の医療保険制度との負担の公平を図り、安定的で持続的な制度を構築するため、抜本改革に取り組むこと。

### 3 介護保険制度の円滑な運営について

#### (1) 介護保険制度の見直しについて

① 要支援認定者に対する介護保険サービスの市町村地域支援事業への移行については、山間僻地や離島等受け皿確保の難しい地域で、サービス提供体制や市町村負担の格差が生まれることがないよう、人材や受け皿の確保について広域的な調整ができる制度にするとともに、これに必要な運営費等の支援を図ること。

#### (2) 介護報酬について

① 平成27年度改定において、介護報酬が減額されたが、その改定が及ぼす影響などについて十分に検証し、報酬単価については事業者等の実態を的確に反映し決定すること。

② 介護報酬の介護職員処遇改善加算については、それらが法人・事業所の運営や介護職員の処遇改善に与える影響などについて、引き続きその実態を十分に検証すること。

③ 訪問介護事業については、長距離移動等（広域・積雪等）の多い北海道の地域特性を勘案し、報酬の評価や人員基準の弾力化を図ること。

#### (3) 介護人材の確保について

高齢化の進行に伴う要介護者の増加に加え、認知症高齢者等に対応する質の高い介護人材の安定的確保が喫緊の課題となっていることから、地域医療介護総合確保基金の拡充など十分な措置を講じること。

### 4 総合的な子育て支援策について

(1) 子ども・子育て支援新制度の円滑な実施のため、市町村の意見を十分に聞き、待機児童の早急な解消に向けて、認可保育所や小規模保育事業所などの多様な受け皿の整備を進めるとともに、職員の配置基準の弾力化や処遇の改善等に必要な財源を確実に確保すること。

また、制度の改正時には、市町村に対して速やかに十分な情報を提供すること。

- (2) 子ども・子育て支援新制度の教育標準時間認定を受けた子どもに係る利用者負担の上限額については、従来の北海道内の平均額と比べると高額であるため、地域性を考慮した基準を設定すること。
- (3) 平成22年度税制改正において、年少扶養控除等が廃止されたが、利用者負担である保育料については、旧税額による算定方法が継続され、平成23年度から平成26年度までは、国費を含め公費の負担割合は従前どおりとする財政措置がとられたところである。

平成27年度からは、保育料（保育施設等の利用者負担額）の算定方法が変更され、平成26年度に在園している児童については、卒園するまでの間に限り、従来の算定方法の継続が認められ、公費の負担割合も従前どおりとする財政措置がとられる見込みであるが、一方で、平成27年度以降の新規入園児については、これらの財政措置が適用されないこととされたところである。

しかしながら、例えば、兄弟で保育料が異なるなどの問題が生じて、市町村が従来の算定方法を採用せざるを得ない状況もあることから、この場合には、平成26年度の在園児が卒園するまでの期間など当分の間、在園児と同様の財政措置を講じること。

- (4) 保育料について、第2子を半額、第3子以降を無償とする特例措置の適用にあたっては、所得基準を引き上げることや認可外施設に入所する児童を算定対象とするなど、多子世帯への負担軽減策を拡充すること。
- (5) 子ども医療費助成については、これまで地方自治体が先行して実施してきたところであるが、子育て支援策や少子化対策にとって根幹を成すものであることから、全ての子どもが均一に医療給付を受けられるよう、国において国庫補助制度を創設すること。

## 5 公立学校施設の整備促進について

- (1) 公立学校施設整備については、耐震化はもとより、老朽化対策や学校統合による新增築等の事業についても各自治体の整備計画に基づき円滑に進められるよう、十分な予算を確保すること。

## 〔経済・労働関係〕

### 1 北海道観光の振興について

- (1) 安心・快適に道内観光地を周遊するため交通インフラ等の整備を促進すること。
  - ① 高規格幹線道路及び空港・港湾等へのアクセス道路の整備促進を図ること。
  - ② 外国語併記の観光案内標識の設置やまちの景観の整備など、観光客の受入に係る施設の整備を支援すること。
- (2) 外国人観光客の誘致を促進するため、規制緩和等を推進すること。
  - ① 宿泊施設をはじめとする施設整備に係る課税の特例措置や特定免税店制度など、財政上、税制上又は金融上の特例的な措置を創設すること。
  - ② 外国人の出入国に対応できる空港及び港湾におけるC I Q体制の整備充実を図ること。

特に、関税法、出入国管理法等の関係法令で指定されていない空港への国際チャーター便の乗り入れ及び港湾における需要に応じたC I Q機関職員の万全な体制を構築すること。
  - ③ 訪日個人観光ビザの発給要件を更に緩和すること。
  - ④ 中国からの定期便の新千歳空港への乗り入れ規制を更に緩和すること。
- (3) 観光資源の更なる充実や外国人が安心・快適に旅行することができる環境づくりなど、観光地としての国際競争力を高める取組みを支援すること。
  - ① 北海道の農水産物や景観などを活かした魅力ある地域ブランドの創出に向けた取組みの支援を拡充すること。
  - ② 外国人観光案内所の機能向上や観光施設等におけるI C T端末を活用した多言語対応の促進、外国人旅行者向け無料公衆無線L A N環境の整備促進など、外国人旅行者の受入環境整備事業の拡充を図ること。
  - ③ 外国人患者を受け入れる医療機関の充実や情報の周知促進、保険手続き等の体制整備など、不慮の怪我等に迅速に対応できる環境を整備すること。

## 2 雇用対策について

(1) 昨今の雇用情勢は総じて改善しているが、介護・医療・農林・環境・建設等の分野においては、人手不足等が依然として生じていることから、再就職・能力開発対策、雇用の確保対策を着実に推進し、雇用の維持を図ること。

## 〔農林水産関係〕

### 1 外国との漁業交渉等について

(1) サンマ資源等の持続可能な利用について

① 北太平洋の公海におけるサンマ資源等の持続可能な利用のため、平成27年7月に発効した「北太平洋漁業資源保存条約」に基づき設置された「北太平洋漁業委員会」で協議を進め、関係諸国と連携し、早期に適切な資源管理が行われるよう積極的に対応すること。

(2) ロシアのサケ・マス流し網漁禁止に対する対策について

① 平成28年1月よりロシア水域でのサケ・マス流し網漁が禁止され、漁業者や水産加工、運輸、船舶資材など関連産業はもとより、地域経済にも甚大な影響が及ぶことから、代替漁法によるロシア水域でのサケ・マス漁業が存続できるように、強い意志をもって、ロシア政府との交渉に取り組むとともに、漁業者など関係者の意向を十分聞いた上で、中長期的な視点に立ち、関係者の生活の安定や地域経済の維持などに有効な対策を講じること。

## 〔社会基盤整備関係〕

### 1 北海道の開発行政について

(1) 北海道が活力と魅力に溢れ、食料供給や観光振興をはじめ、各分野において今後ともわが国の一翼を担うため、北海道総合開発計画、予算の一括計上、特例措置という現在の北海道開発の枠組みを堅持するとともに、必要な予算を確保すること。

また、今後の道州制などの検討にあたっては、北海道の開発行政のあり方を先行して検討したうえで、改革後の北海道の姿などを明示し、道民はもとより、地方自治体に不安が生じないようにすること。

### 2 社会資本整備総合交付金事業について

(1) 道路事業や下水道事業などの社会資本整備事業を計画的に推進できるよう、必要な交付額を確保すること。

特に、重点配分事業や継続事業については、事業規模の縮小や事業期間の延伸などの支障を来さないよう予算措置すること。

### 3 交通体系の整備促進について

#### 〈新幹線関係〉

##### (建設促進)

(1) 新函館北斗・札幌間の早期完成を図ること。

(2) 青函トンネル共用区間におけるすれ違い走行問題の早期解決を図ること。

(3) 幅広い観点での新幹線建設財源の確保に努めるとともに、地方負担に対する財源措置の充実強化を図ること。

(4) 新幹線の開業効果を高めるため、新駅周辺地域や広域幹線道路などの整備に対し、社会資本整備総合交付金等の重点的な配分を行うこと。

##### (開業波及効果の拡大)

(5) 広大な北海道において、航空機による利用に応えるため、道内・道外路線の充実を図るとともに、函館空港をはじめ道内空港の整備を促進すること。

(6) 道内の各空港へのアクセス道路や圏域間を結ぶ高速道路等の整

備を加速すること。

- (7) 新幹線駅から道内各所の観光地や主要都市などに快適・円滑に移動できるよう、利便性の高い交通ネットワークの整備や二次交通の確保に対する市町村等の取組みに対し支援を行うこと。

#### 〈並行在来線関係〉

- (8) 北海道新幹線の開業に伴い J R 北海道から経営分離された並行在来線に対して、安定的に維持・存続が図られるよう以下の措置を講じること。
- ① 設備投資及び維持管理経費に対する助成措置の拡充
  - ② 寝台特急列車の廃止に伴う減収などの赤字補填や運営費の支援制度の拡充
  - ③ J R 路線路の乗継運賃の割引に対する支援制度の創設
  - ④ J R からの譲渡資産や新たに整備・取得した鉄道資産に対する税制特例の拡充
  - ⑤ 平成 27 年 1 月に政府・与党申合せにより示された、平成 43 年度以降の貨物調整金制度の見直しにあたっては、新幹線貸付料の活用などに加え、幅広い観点による新たな財源を確保すること。

#### 〈道路関係〉

- (9) 有料道路方式及び新直轄方式による高速自動車国道の整備を更に加速すること。
- ① 着手している区間の早期完成を図ること。
  - ② 新直轄方式区間のうち当面着工しないとされる区間については、早期着手を図ること。
  - ③ 基本計画区間及び予定路線を早期に着手すること。

## 4 港湾施設の整備促進等について

- (1) 北海道の国際的な経済連携の促進や、基幹産業の競争力を高めるため、海上コンテナや大型クルーズ客船などに対応する港湾機能の高度化を図るとともに、外国人観光客の受入や地域での交流、観光の拠点となる「みなとオアシス」などの機能強化を図ること。また、国際バルク戦略港湾をはじめ、港湾の施設整備を促進すること。

## 5 空港の整備促進と運営について

(1) 北海道経済の活性化を図るため、新千歳空港の国際拠点化をはじめ道内空港の整備に必要な予算を確保するとともに、道内外の航空ネットワークの維持・拡充を図ること。

また、近年急増する外国人観光客やLCCの就航等に対応した施設整備、受入体制の強化を図ること。

## 〔防災・エネルギー・原子力発電所対策関係〕

### 1 防災・減災及び老朽化対策の強化について

(1) 道路、橋梁、上下水道等のライフライン施設の耐震化や維持補修の強化を図るため、財政措置を充実し、防災・減災及び老朽化対策を促進すること。

(2) 平成28年4月の熊本地震では、複数の市町村で庁舎が損壊し、被災者支援や応急・復旧対策に支障が生じたところである。道内市町村の庁舎については、耐震化率が6割程度にとどまっているが、市町村庁舎は、災害時に災害対策本部が設置されるなど、災害対応や防災拠点の中核的役割を担うことから、その建替えについては、耐震化を目的とした改修などとの均衡を考慮し、一定部分について緊急防災・減災事業の対象とするなど、早急に財政措置を講じること。

また、平成28年度までとなっている緊急防災・減災事業債については、継続的に災害対策事業を実施できるよう期限を延長すること。(再掲)

(3) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき耐震診断が義務化された建築物の診断結果については、その公表により大きな影響が考えられるため、改修の規模や期間、費用等のほか、所有者の実情にも十分配慮し、慎重に対応すること。

(4) 災害に強い海上輸送ネットワークと地域防災力の増強を図るために、耐震強化岸壁の整備など、防災機能の高度化を推進とともに、財政措置を拡充すること。

また、太平洋側を中心に集約されてきた物流拠点について、リスク分散の観点から、日本海側の拠点となる港湾の更なる機能強化を図ること。

## 2 エネルギー政策の確立について

(1) 地球環境の保全と国民の安全・安心の確保や産業活動の発展を前提に、効率的・安定的な電力供給の確保等を図るため、中・長期的なエネルギー政策のあり方について国民的議論を尽くした上で必要な措置を講じること。

(2) 長期的な視野に立ったエネルギー政策として、水力、風力、太陽光や畜産・木質バイオマス、海洋エネルギーなど、地域の特色を活かした再生可能エネルギーの地産地消の推進を図ること。

また、中小水力・地熱発電開発費等補助金など再生可能エネルギー普及促進を目的とした既存の制度の維持及び拡充を図ること。

(3) 北海道においては現在も採炭事業が継続しており、地域資源の有効活用と安定的な電力供給を図る上から、地産地消型の石炭火力発電所の新設など、地域に存在するエネルギー資源の効果的な活用に向けた取組みを推進すること。

## 3 原子力発電所への対応について

(1) 大間原子力発電所については、建設予定地から北海道まで最短で23キロメートルしか離れておらず、活断層の存在も懸念されており、大きな危険性が指摘されている。

については、事故などが生じた場合、地域経済に壊滅的な打撃を与えるものであるにもかかわらず、函館市や北斗市をはじめとする北海道内の自治体等への十分な説明もなく、福島第一原子力発電所の事故原因の究明もなされていない中で再開された大間原子力発電所の建設工事は中止すること。

## 〔北方領土・自衛隊・その他関係〕

### 1 北方領土の早期返還について

- (1) 一日も早い北方領土問題の解決と平和条約締結に向け、国内外世論の喚起に努めつつ、強力な外交交渉を行うなど、引き続き最大限の努力をすること。

### 2 北海道の自衛隊の体制強化について

- (1) 自衛隊は我が国の防衛はもとより、災害派遣による安全・安心の確保に重要な役割を担うとともに、地域経済や地域社会、まちづくりに大きな影響を与えていていることから、国土の約22%という広大な土地を有する北海道の自衛隊の体制を強化すること。

また、災害時における自衛隊の救援活動の重要性などに鑑み、人的体制を拡充し、充足率の向上を図ること。

### 3 オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会に向けた合宿誘致への支援について

- (1) 競技施設や宿泊施設等の受入環境をはじめ、関係団体との連携やホスピタリティ向上のノウハウなど、ハード・ソフト両面において、きめ細かな相談ができるよう、窓口の充実を図ること。
- (2) 国やJOC、日本体育協会等の関係機関が、誘致市町村の競技施設や受入環境に関する情報を、海外の競技団体等に対して積極的に発信することで、誘致機会の増大を図ること。
- (3) 代表選手層の育成・強化とともに、選手層の底上げを図る環境を整えるため、国際競技の水準を満たす競技施設の整備や改修に伴う財政措置を講じること。
- (4) 外国語表記など受入環境の整備や市町村に対する受入ノウハウの提供などの支援策を講じるとともに、訪日した選手や観戦者を道内へ誘導するための観光PRに努めること。
- (5) 道内への航空ネットワークの拡充や高規格幹線道路をはじめとする交通インフラの整備、バリアフリー環境の推進などを積極的に進めるために必要な財政措置を講じること。

〔地方創生関係〕

## 地方創生に関する決議

我が国は、平成20年を境に人口減少社会に転じており、今後、急速に進む人口減と超高齢化に適切に対応しなければ、国全体の活力が著しく低下しかねないと懸念されております。

この課題の克服に向けて、平成26年11月、人口減少の歯止めや東京圏一極集中の是正、暮らしやすい地域社会づくりなどの施策を、総合的かつ計画的に実施することを目的とした「まち・ひと・しごと創生法」（地方創生法）が施行され、地方創生や地域経済の活性化に本格的に取り組んでいく道筋がつけられたところです。

この法律に基づき、地方自治体は、地方版総合戦略を策定したところですが、具体的な施策の展開に当たっては、国が自らの役割と責任について明確なビジョンを示し、地方とともに総力を挙げて取り組むことが重要であります。

のことから、北海道市長会として、次の事項について決議し、その対応に万全を期するよう強く要請します。

### 記

#### 1 国の基本政策に関する事項

地方創生が真に実効性を伴った取組みとなるよう、特に国の責任において制度の確立を図るよう求めるものである。

- (1) 少子高齢化社会への対応について、国のビジョンを明確に示し、国家戦略として、次の事項について、総合的な政策を推進すること。
  - ① 安心して子どもを産み育てられるよう、保育士不足解消など子育て支援体制を早急に整備するとともに、子育て世帯に対して、保育や教育、医療をはじめとした経済的な支援策の拡充を図ること。

- ② 働く女性の労働環境に関して、育児休業中や職場復帰後の待遇の改善をはじめ、出産や子育てについて経済的ハンディが生じないよう、労働政策の抜本的な改革を進めること。
  - ③ 高齢者が地域で安心して暮らし続けられるために、介護や年金などについて持続可能な制度とともに、各地域において一定水準の医療サービスを享受できる制度を確立すること。
- (2) 東京圏の一極集中の是正について、東京圏を中心とした社会経済構造を抜本的に見直し、地方拠点を強化すること。

平成27年から検討されてきた政府機関の地方移転については、ごく一部の機関や機能の移転にとどまっており、抜本的な見直しが必要である。「地方への新しい人の流れをつくる」という国家的目標に向けて、改めて実効性を担保できる方策を構築し、国際的観点や国家的観点から必要不可欠なもの以外は、地方への移転を促進し、地域分散型国土の形成を実現すること。

あわせて、地方の特色を生かした魅力のある大学の創出など、地方高等教育機関の活性化を図る基本政策を確立すること。

## 2 地方創生に大きく影響する事項

地方創生が真に実効性を伴った取組みとなるよう、国が示す基本的な方針や政策に基づき、国と地方がそれぞれの役割に応じて実施する事項である。

### (1) 人材育成と産業振興

地方大学をはじめとする高等教育機関は、地域の人材育成や産業振興に非常に大きな役割を担っていることから、地場産業振興に資する研究や教育プログラムの開発、地元就職の場合に返還義務を免除する奨学金制度の拡充など、教育機関がその機能を十分に発揮できるよう、多様な支援施策を講じること。

また、地方の雇用拡大に向けて、資金、人材、情報等の支援制度を構築し、企業の立地促進を図ること。

あわせて、東京圏などから本社機能を地方へ移転する場合の優遇税制の拡充、若者や女性の起業に対する支援策の拡充など、雇用拡大に向けた政策を充実すること。

## (2) エネルギー及び防災

エネルギー政策については、地球温暖化対策等の環境問題や産業活動をはじめとする国民生活への影響などを総合的に検討した上で、具体的な電源構成や二酸化炭素排出量について、中長期的展望に立った望ましい水準を早期に示すとともに、広く国民的議論を得るよう努めること。あわせて、それぞれの地方が地域特性に応じた再生可能エネルギーを普及促進するために必要な施策を充実させること。

防災に関しては、想定される大規模な自然災害に備え、発災時においても、様々な社会機能が保全され、国民生活への影響が最小限となるよう、国家的見地からの中長期的で総合的な対応計画の構築を図ること。

また、地域において着実な取組みが推進できるよう、中長期的な実施プロセスと資源や財源の配分を示し、国、地方が十分な役割分担のもとに対応できるよう努めること。

## (3) 社会インフラの整備と活用

地域生活の向上や経済、産業の発展に向けて、住民生活に不可欠な地域交通網、地域間を結ぶ高規格道路や空港、港湾、鉄道等の交通基盤、情報通信基盤などの社会インフラを着実に整備することにより、国内外における人・モノ・情報の安全で速い移動や交流をさらに促進すること。

# 3 財政支援や推進方策などの具体的事項

## (交付金)

(1) 地方版総合戦略については、中長期的に継続して実施する必要がある事業や、その策定にあたって市民や議会など多方面の意向を反映していることなどから、新型交付金など財源措置を長期的に継続すること。

また、各年度の地方財政計画の策定にあたっては、地方創生にかかる歳出を確実に計上すること。

- (2) 新型交付金の認定にあたっては、自立性や官民協働、地域や政策間連携などを満たすことを要件としているが、活力をもった生き生きとした地域を創生するという総合戦略などの目標に照らし、総合的かつ弾力的に判断するなど、極力自由度の高い交付金制度となるよう運用すること。
- (3) 新型交付金について、UIJ ターンによる移住促進や再生可能エネルギーの普及促進をはじめ、北海道の持つ地域特性を活かした事業については、重点的かつ優先的に採択すること。

(調整・支援など)

- (4) 市町村がそれぞれの特徴を活かしながら分担や連携する広域的な取組みを推進するためには、都道府県や各市町村の計画との連携が必要なことから、相互に齟齬が生じないよう調整機能が果たされる仕組みを整えること。
- (5) 地方の個性や独自性を尊重し、地方が実情に応じて自主的、自立的な取組みを行えるよう、権限の移譲や規制緩和など必要な環境整備を図ること。

特に、土地利用計画については、市町村の目指す産業構造の転換や誘導にとって重要な手段であることから、農地転用や都市計画の変更等を迅速に処理できるよう、手続きの短縮化などを一層推進すること。

- (6) 政府機関の地方移転は、東京一極集中のは正策の柱の一つであるが、ごく一部の機関や機能の移転にとどまっており、抜本的な見直しが必要である。

改めて、地方移転が確実に実行されるように、移転対象機関を国自ら選定し地方に提案するなど、国が率先してその実現を図ること。

- (7) 施策効果の検証にあたっては、医師確保や介護サービスなど広い面積を有するために生じる難しさや、旧産炭地のように産業構造の変化による人口減が生じ一地域の努力で解決できない問題など、地方がおかれた環境や条件が大きく異なることから、全国一律の基準ではなく、地域の実情を十分に考慮した適切な指標によること。
- (8) 地方に対して、新型交付金等の財政支援のほか、地域分析等に役立つ分かりやすい情報支援や国家公務員等の派遣などの人的支援を継続し、一層の充実を図ること。

以上、決議する。

平成28年5月18日

北海道市長会

## 〔環太平洋連携協定（ＴＰＰ）関係〕

# 環太平洋連携協定（ＴＰＰ）に関する決議

北海道は、我が国最大の食料基地として、良質な農畜産物を安定的に生産・供給しているところであり、北海道の農林水産業は、食品加工や流通、観光など多くの産業とも密接に関連しながら発展してきております。

環太平洋連携協定（ＴＰＰ）は、このような農林水産業を基幹産業とする北海道にとって、重大かつ深刻な影響を与えるものであります。交渉経過が十分に明らかにされない中で「大筋合意」が行われたため、多くの道民、関係団体が大きな不安と不満を抱えているところであります。

国においては、「総合的なＴＰＰ関連政策大綱」を定め、当面の予算措置を講じたところですが、今後、生産者や関係者が安心して経営に取り組むためには、重要5項目や水産物等に関して、財源を伴った総合的で中長期的な支援策を策定し、毎年、確実に実施することが必要不可欠であります。

つきましては、北海道市長会として、次の事項について決議し、その対応に万全を期するよう強く要請いたします。

## 記

### 1 基本的な対応について

- (1) 政府は品目ごとの関税の取扱いなどについて、説明会などを通じて公表したところであるが、大筋合意への経過や理由などについては明らかにされておらず、これらについて引き続き十分な情報提供を行い、関係団体に対して誠意を持って説明すること。
- (2) 合意内容に伴う影響について、特に、農林水産分野における重要5項目（米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物）と水産物については、その影響額などを年次ごと、品目ごと、産地ごとに把握し明らかにすること。
- (3) 国は、今年の秋までに中長期的な支援計画を策定することとし

ているが、将来にわたって農林漁業者が希望を持って経営に取り組むことができるよう、経営所得安定対策などの法制化や必要な財源の確保策を明示すること。

- (4) 長期にわたって影響のあるものについては、それぞれの年次において予算計上などの財政措置を講じ、具体的な対策を確実に実施するとともに、TPPに関わる対策費については、既存の農林水産予算の外枠として確保すること。
- (5) 北海道は、他地域に先んじて経営の大規模化や農地の集約化に取り組んできたが、「産地パワーアップ事業」及び「担い手確保・経営強化支援事業」をはじめとした各種TPP対策事業において、全国一律の基準でなく、これら北海道の先進的な取組みを考慮するとともに、採択条件の変更や達成条件の緩和など弾力的な運用を図ること。
- (6) 農林水産に関わる従事者の高齢化が進み、後継者不足が深刻な状況となっているが、青年の就業意欲を喚起し定着化を図るため、サポート体制や研修の充実など、魅力ある担い手対策を講じること。
- (7) 道内産の農産物・水産物や加工品を広く海外に輸出するために、青果物の長期保存が可能となる低温貯蔵施設や衛生的な水産加工施設の改修など、施設整備を推進とともに、海外展開の取組を支援するサポート体制を一層強化すること。
- (8) TPP発効後、食料品等の輸入の増加が想定されるが、食の安心・安全を守るため、家畜の伝染病や水産物の感染症などに対して、水際で海外からの侵入を防止する防疫対策を一層徹底すること。
- (9) 消費者が安心・安全な国産の農畜産物・水産物を選択しやすくなるよう、加工食品の原料原産地表示を拡大するとともに、外食における表示の義務化など、食品表示制度の充実・強化を図ること。
- (10) TPPの段階的な関税撤廃による長期的な影響額の把握や締結後の農業施策の立案・検討に必要不可欠であるため、市町村別統計として、従前実施していた農産物や畜産物の生産状況や産出額を調査・公表すること。

## 2 農業の振興について

### (1) 経営の安定対策について

- ① 農業者が安定して経営を継続できるよう、ＴＰＰが発効した後の中長期的な影響を把握・検討し、所得の減少分を補填するなど、経営所得安定対策の充実強化を図ること。
- ② 米の直接支払交付金制度が平成30年産から廃止されるが、廃止の時期とＴＰＰの影響が出始める時期が重なることから、制度の存続を含め、農業所得確保対策を講じること。
- ③ 小麦について、マークアップが45%削減されることによる国内産価格の下落が懸念されることから、所得の減少分を補填する対策を講じること。
- ④ 農業の担い手に対して、省力化技術や新品種への切り替えなどの研修機会を充実するとともに、農業経営基盤強化資金など、農地の取得や改良等に要する資金の借入れに対する支援を一層拡充すること。
- ⑤ 青年就農給付金（経営開始型）については、北海道農業の特性や実情を踏まえ、就農要件などの見直しを図ること。

### (2) 生産基盤の整備について

- ① 価格の安い外国産の農業生産物に対抗するため、担い手への農地集積・集約化を確実に進める必要があることから、農地の大区画化や暗渠排水の整備など、農業生産基盤の整備を促進すること。
- ② 安定した農業生産に不可欠な農業水利施設の計画的な保全・整備を促進するとともに、水田の畑地化など、営農形態の変化に対応した水管理の施設整備を推進すること。
- ③ 生産コスト低減対策のため、病害に強く収益性に優れた品種開発や栽培技術の確立・普及、ＩＣＴを活用した技術開発など、生産技術の高度化を推進すること。

### (3) その他の施策について

- ① 農地の大区画化やロボット化などによる作業の省力化、品種改良等による高品質化、ブランド化による販路拡大など、北海道の地勢・特性を活かすことのできる農業政策を推進すること。

- ② 農産物の安定供給・輸出拡大に向け、集出荷等の共同利用施設の整備など、生産・流通システムの強化を図ること。
- ③ 国による米の需給調整が平成29年で終了するが、消費量が年々減少している傾向にあるなかで、事前に生産量の見通しを立てることができるように、総合的な情報の提示などを行うこと。
- ④ 関税撤廃や削減までの期間が短い農産物を中心に、短期間での設備投資等による負担が緩和できるよう、TPP対策として補助制度の拡充を図ること。
- ⑤ 省力化に向けた機械の導入などの施設整備に対する支援策については、小規模経営の農家にも、適用を図ること。

### 3 酪農・畜産の振興について

#### (1) 経営の安定対策について

- ① 生乳消費量の伸び悩みによる乳価の低迷や飼料価格の高騰など、畜産・酪農の経営環境は厳しさを増し、農家戸数の減少が続いていることから、飲用乳、乳製品向原料乳の価格安定策や担い手育成の強化など、抜本的な経営安定対策を推進すること。
- ② 乳製品の段階的な関税削減により、安価な輸入品が増加するなど、大きな影響が想定されることから、補給金制度の拡充を図ること。
- ③ 配合飼料の価格が直前1か年の平均を上回った場合、生産者等が積み立てた基金から補填されるが、規模拡大に伴い、この積立金が増加することから、負担軽減策を講じること。

#### (2) 生産基盤の整備について

- ① 安価な輸入肉の増加に対抗するため、生産規模の拡大が必要であるが、そのための畜舎の更新や草地整備、搾乳ロボット等の省力化設備の導入に対して、各支援事業の補助率の引上げや予算の重点配分を行うこと。

(3) その他の施策について

- ① 道内産の乳用種をはじめとする牛肉及び豚肉は、安価な輸入肉と競合すると想定されるため、関税引き下げ後も生産が維持できるよう、支援策を講じること。

#### 4 水産業の振興について

(1) 経営の安定対策について

- ① 漁業生産量の減少や漁業経営の悪化など、水産業の経営環境は厳しさを増していることから、漁業及び関連産業が安定して経営を継続できるよう、漁業収入安定対策事業の充実・強化や、設備投資への支援など、経営所得安定対策を一層推進すること。
- ② 燃油価格等の動向に左右されない漁業経営への転換に向けた取組みを推進するため、省エネ機器等の導入など、漁業の燃油価格等高騰対策の継続・強化を図ること。
- ③ 漁業用A重油に対する石油石炭税の特例措置の延長または恒久化を図ること。

(2) 生産基盤の整備について

- ① 安全・安心な水産物の提供や輸出促進に向け、衛生管理の充実した水産基盤整備の促進並びに流通・加工施設等の整備に対する支援を充実すること。

(3) その他の施策について

- ① 持続可能な水産業の実現のため、長期的な展望に立って水産資源の維持・増大の対策を推進すること。

以上、決議する。

平成28年5月18日

北海道市長会

北海道市長会TPP問題特別委員会